

全ト協

25年1月から労災防止特別対策

安全対策徹底に協力要請

全日本トラック協会は平成25年1月から、こうした労災事故を減らすために、トラック運送事業の労災事故防止への取り組みの一環として、国土交通省、厚生労働省の後援の下、荷主団体、ドライバー等への安全対策徹底が不可欠なことから、協力要請を行う「労災防止特別対策」を展開する。この背景には、トラック運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していること、このうちの約7割が、荷主、配送先等で発生しているという現状がある。

厚生労働省によると、トラック運送事業における労働災害のうち、休業4日以上の死傷災害の約7割が荷役作業時に発生している。さらに、このうちの約7割がトラック運送事業者の敷地・構内ではなく、荷主、配送先、元請事業者等の事業場内で発生している。このため、全日本トラック協会は、今後の労災事故防止対策として、トラック運送事業者による安全衛生対策だけでは限界があることから、荷主関係団体および行政と一体となった対応を進めていくこととした。特に、トラック運送事業者は取引関係から弱い立場にあり、直接荷主に作業環境

改善等を申し入れることは難しい状況のため、国、業界団体が荷主等への協力を支援する体制が必要と判断した。特別対策では、①労災防止への協力依頼文の発信やリーフレットの配布など、荷主業界への協力要請②都道府県トラック協会会員事業者を通じて会員取引先用リーフレットの配布③全ト協ホームページや「広報とらつく」および、全ト協提供ラジオ番組「ドライブ・ラジオエースト」(TBSラジオ系列)の特別番組放送などを通じて広報対策を実施していくこととしている。

「荷主の皆様へ5つの大事なお願い」
— 荷役作業時の事故防止のために —

- ① 運送事業者と協議の場の設置
- ② 荷役作業の有無、内容、役割分担などを運送事業者へ通知
- ③ 運送事業者等に荷役作業を行わせる時の安全対策
- ④ 荷主側と運送事業者側が共同で荷役作業を行う時の安全対策
- ⑤ 運送事業者にフォークリフトを使用させる時の資格確認や安全確保

「荷主の皆様へ5つの大事なお願い」
— 荷役作業時の事故防止のために —

5項目を重点として、安全対策の徹底を要請する内容

厚労省、国土交通省も
荷主対策を強化

厚生労働省でも、荷主等の事業場での労働災害発生が多いことを重く見て、昨年6月に荷主向けに協力要請を行い、平成24年度も全国各地で荷主向けにセミナーを開催するなど、荷主向けの指導、広報に取り組みしている。また、政府の「新成長戦略」(22年6月18日閣議決定)における「成長戦略実行計画」においては、32(2020)年までに実

行すべき成果目標として「労働災害発生件数を3割減」とすることが定められ、労働災害全体の減少に向けた対策を推進強化する必要性を指摘している。

国土交通省も厚労省からの協力要請を受けて、24年8月には、各地方運輸局長および沖繩総合事務局長宛てに到達するとともに、全ト協宛てに労働災害防止対策の推進についての協力要請を行っている。